

製造業

情報通信産業

その他業種

購入後でも該当する
場合があります！！

設

備

投

資

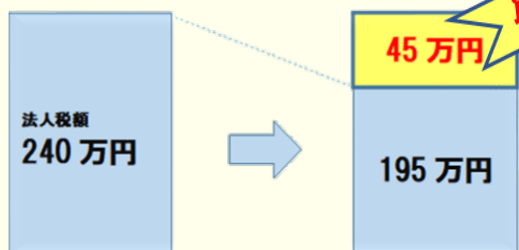
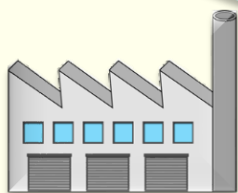
したら

『税』の無料相談へ

in 沖縄市

例えば…

- 機械の取得価額：300万円
- 所得金額（≒税引前利益）：1,000万円
- 法人税額：240万円
（法人税率を24%と仮定）



これらの税の優遇があります！

- ①固定資産税 ②不動産取得税
- ③特別償却 ④法人税額の特別控除
- ⑤事業税

※購入後でも該当する場合があります！

開催日時

- 開催日：令和2年10月16日（金）
- 開催時間：13:00~16:00
- 開催場所：沖縄商工会議所 会議室
（沖縄県沖縄市中央4-15-20）
- 参加方法：要予約（※前日の15時までに
下記予約先へお電話にてご予約
ください。）

当日は、制度に詳しい
税理士も同席します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
WEBによるオンライン面談への変更や急遽開
催を中止する場合がございます。

その税 減らせるゼイ！！



ご予約・お問合せはこちら

公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

☎ (098) 894-6377



(公式ホームページ)



(簡易判定)

4つの項目を
選択するだけで
簡易判定できます！